平成２９年（フ）第３２２号
熊本市東区長嶺西１丁目７番37―106号　レジデンス西原、開始決定時の住所熊本市東区戸島西１丁目34番５号エクセレンドビューⅠ206号
破産者　湯川　政昭
1　決定年月日　平成29年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
北海道夕張郡由仁町東栄11番地の２
破産者　高橋　克己
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第８号
北海道斜里郡斜里町字以久科南186番地４
破産者　石田　喜則
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目623番地晴園荘５号
破産者　山崎　義英
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
長野県岡谷市川岸上４丁目12番３号
破産者　渡邉　朝惠
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５５号
静岡県浜松市西区大平台２丁目14番25号
破産者　小田元正夫
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
静岡県浜松市中区龍禅寺町74番地旭アパート204号室
破産者　大竹　由知
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目29番５―202号
破産者　野呂　容子
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１５号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目10番８―407号
破産者　尾野塗装こと　尾野　仁彦
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７６号
香川県高松市庵治町5798、住民票上の住所香川県高松市川島東町2149番地７
破産者　宮本　能敬
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４８号
香川県高松市屋島西町2069番地６　サンコート屋島304、前住所香川県高松市国分寺町国分785番地１　プラザアンジェロ501、開始決定時の住所香川県高松市牟礼町大町407番地16
破産者　武田　直人
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４６号
長崎県長崎市立山２丁目11番12号　セトグチビル302、旧住所長崎市小江町2734番地40　２Ｆ
破産者　金子　龍二
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
長崎県長崎市太田尾町2170番地
破産者　松本　未来
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
長崎県長崎市柳谷町19番３―203号
破産者　小山　利恵
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
熊本県菊池郡大津町大字室1304番地７、前住所愛知県日進市香久山４丁目201番地１　３棟102
破産者　吉田　浩美
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９３号
宮崎市清武町新町２丁目７番地11
破産者　海江田直樹
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４４号
宮崎市月見ケ丘６丁目24番７号
破産者　松村かほる
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４５号
宮崎市月見ケ丘６丁目24番７号
破産者　松村　　博
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３９号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目６番７―1505号
破産者　下薗美和子
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係